

2022 年 4 月 13 日

学校法人 近畿大学  
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合  
執行委員長 光永 靖

### 団体交渉要求書

近畿大学教職員組合（以下、本組合）は、学校法人近畿大学（以下、貴法人）に対し、以下の諸問題について抗議するとともに、改善を要求する。回答は一週間以内とする。

1. 貴法人は、2021 年 3 月より、大学教員に対する専門業務型裁量労働制の導入を宣言していた。それに対し本組合は、現状の労働環境では裁量労働制の適用要件を満たすことは不可能であるため、授業担当コマ数や各種校務の削減が大前提であると 1 年にわたり団交やホットライン等、種々の機会に主張してきた。特に、2021 年 11 月 5 日付文芸分会交渉要求書（近組 2021-052 号）では、担当コマ数や各種委員会業務について具体的な削減提案までしている（言うまでもなく、これは全学的な問題であるが、部署ごとの特性に即して要求するほうが議論しやすいと判断し、文芸分会要求書として提出したものである）が、貴法人は協議も削減も行わないまま、本年 4 月 1 日より裁量労働制を拙速に導入した。

東大阪・奈良・福岡の 3 キャンパスでは、導入まで 1 ヶ月を切った 3 月 4 日になり、ようやく過半数代表者から専門業務型裁量労働制に関する協定書（案）が教員に提示され、2 週間の意見聴取期間が設けられた。しかし、意見を吟味し、疑問に対し十分な回答を行うには、2 週間という期間はあまりにも短い。過半数代表者の対応にも落ち度はあるが、そもそも 1 年という十分な準備期間があったにもかかわらず、本組合が指摘し続けてきた問題点に向き合わないまま、導入直前になってようやく協定書（案）を提示した貴法人の杜撰な対応こそ、労働者軽視・組合軽視の表れである。

また、貴法人は導入に際して労働時間把握を行うと言っていたにもかかわらず、現時点でまだ実施されていない。これでは裁量労働制の適用要件を満たしているか否かが不可視化され、結果として研究時間が減少したとしても、それが確認できない。裁量労働制導入をめぐる貴法人の一連の対応について抗議するとともに、今後、どのように業務を削減し研究時間を確保していくのか、具体的な計画の説明を求める。

2. 貴法人は 3 月 19 日の卒業式において、ゲストスピーカーとして安倍晋三衆議院議員・元内閣総理大臣を招いた。すでに総理大臣を退いたとはいえ、現役国会議員である

ことに加え、自民党の最大派閥・清和政策研究会の会長でもあり、政権与党のなかでも極めて大きな影響力を持つ人物である。安倍議員の政治家としての功績は毀誉褒貶が相半ばし、数々の疑惑の説明責任を果たしていないばかりか、例えば「桜を見る会」についての国会答弁では 118 回の虚偽があったことが認定されている等、客観的に考えても祝いの場に相応しい人物とは思えない。のみならず、そのような側面には一切触れることなく、安倍内閣時代の諸政策を麗々しく賞揚したプロパガンダと見紛う動画によって安倍議員を紹介することは、卒業式を利用し、参院選を控えたこの時期に特定政党を強くアピールする行為と認識されても仕方のないことであり、教育基本法第 14 条第 2 項に抵触する。このことを抗議するとともに、安倍議員の紹介動画作成費、および安倍議員への謝礼金額の開示を求める。

3. 3月28日に、国立感染症研究所が新型コロナウイルスの空気感染を認めたという報道がなされた。国立感染症研究所の同日付の「新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) の感染経路について」という文書では、感染経路は主に3つあるとして、その筆頭に「空中に浮遊するウイルスを含むエアロゾルを吸い込むこと (エアロゾル感染)」を挙げている。周回遅れとはいえ感染症研究所が空気感染を認めた事実は重く受け止めるべきである。同文書は、「特に換気が悪い環境や密集した室内では、感染者から放出された感染性ウイルスを含む粒子が空中に漂う時間が長く、また距離も長くなる。こうした環境に感染者が一定時間滞在することで、感染者との距離が遠いにもかかわらず感染が発生した事例が国内外で報告されている[9-12]。」ということも述べているが、だからこそ本組合は過去の要求書で換気の徹底を求めてきた。

ところが、貴法人はこの要求に応じることなく、新年度の授業も十分な空気感染対策が講じられないまま始まっている。演習科目では 30 人教室に 27 人の受講者を入れるという運用も確認できているが、科目の性質上、発声は避けられないものであり、感染リスクの高い危険な環境と言わざるを得ない。講義科目でも、例えば教室定員を超えたため急遽もう一室を確保したが、両教室とも満席であったと等々、不十分な感染対策を裏づける情報が複数届いている。このような状態を直ちに改善し、空気感染を前提とした新たな対策を行うよう要求する。

4. オンライン授業が 3 年目を迎えたにもかかわらず、いまだに貴法人の対応は十分でなく、UNIVERSAL PASSPORT (以下、ユニパ) と Google Classroom (以下、GC) との併用にもなう混乱もいまだ解消されず、対応を教員個々に負わせている面が大きい。GC もユニパと同様に、貴法人が責任を持って学生情報を登録するようにし、GC への誘導を教員任せにしないよう改善を求める。

また、今年度は科目登録開始日が授業初日に当たり、オンライン授業のクラスコードの確認が間に合わずに初回授業に出られない学生が続出した。このような不手際が生ずるのも、貴法人がユニパと GC による授業運営についての理解が浅いことが原因であ

と思われる。こうした不備をなくすよう努めること。

5. これまで何度も指摘してきたことであるが、貴法人の懲戒処分基準がきわめて恣意的であることを改めて抗議し、改善を求める。

貴法人は、本組合員を不当に懲戒解雇し、和解して解雇処分を撤回しているものの、その後の対応を勘案するに、反省しているとは考えられない。また、非組合員の事例であるが、貴法人は750円相当の商品を万引きした大学教員や、部費を目的外流用した高専教員を論旨解雇処分している。もちろんそれらの行為自体は不正であり、懲戒処分は当然であるものの、貴法人上層部への対応と比較すれば異常なほど重いと言わざるを得ない。

例えば、2017年に労基法違反で書類送検され、起訴猶予となった清水前理事長が、何らかの処分を受けたという情報はない。また、世耕理事長となってからも、貴法人は2度の不当労働行為認定と、残業代未払いによる是正勧告を受けていながら、やはり理事長が処分を受けた形跡は確認できない。さらに、中労委で和解した事案であるが、府労委で認定された不当労働行為の実行者であり、また文芸学部の教員会議・教授会の議事録を改竄した佐藤元文芸学部長や、ハラスメント調査の情報を主任会議で漏洩するという守秘義務違反行為をした高宮前文芸学部長・副学長など、法人内で高い立場にある者がまったく処分を受けていないことから、貴法人の処分基準が恣意的であることは明白である。

このような恣意的な対応を続ける限り、組織の秩序を維持することは難しく、貴法人の意向に付度する教職員ばかりが優遇されるという傾向が高まり、結果として独裁性が強化されることが容易に予想できる。組織としてきわめて不健全な体制であり、大学の社会的責任という観点からも決して許されることではない。ただちにこの体制を改め、立場にかかわらず平等な対応をせよ。

6. 貴法人は中央図書館の移転にともない約15万冊の図書を除籍・廃棄したが、除籍本リストを東大阪キャンパスの全教員に事前に開示すると言いながら、3万冊強を開示するにとどまり、大部分のリストの開示をせずに除籍・廃棄した。教員に対する騙し討ちのようなやり方で除籍・廃棄したこと自体も問題であるが、研究・教育活動にとって不可欠な共有財産である図書の杜撰な扱いは、研究機関として恥ずべきものである。除籍・廃棄した図書のリストを直ちに公開すること。また、今後このようなことを繰り返さないよう約束せよ。

7. 貴法人は第2次包括協定締結の際、協定文には含まれていないが、入試出題委員の裁量をめぐり、本組合員と土屋副学長との話し合いの場を持つと約束した。締結から1年2ヶ月以上が経過し、途中何度か本組合から催促もしているが、いまだにこの約束は果たされていない。遅れた理由を説明したうえで、直ちに対応せよ。

8. 近畿大学広報室が、昨年4月に、コロナ対策及び本組合の活動についてメディア各社に虚偽の情報を流したことについて、本組合は2021年4月13日付抗議書（近組2021-016号）を提出している。この抗議書について、貴法人は広報室との話し合いの場を設けると言いながら、実現されないまま1年が経過した。遅れた理由を説明したうえで、直ちに対応せよ。

以上